

表 1 1 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況（団体区分別）

平成29年3月31日現在

	常時50人以上の職員を使用する事業場			常時50人未満の職員を使用する事業場		
	(注) 事業場	検査を実施した事業場	検査実施事業場率 (%)	事業場	検査を実施した事業場	検査実施事業場率 (%)
都道府県	6,269	6,269	100.0	6,029	6,029	100.0
指定都市	1,332	1,332	100.0	7,216	7,065	97.9
市区	3,030	3,004	99.1	44,846	40,058	89.3
町村	977	935	95.7	11,453	8,795	76.7
一部事務組合等	437	419	95.8	3,031	1,341	44.2
合計	12,045	11,959	99.2	72,575	63,288	87.2

(注) 労働安全衛生規則においてストレスチェック検査は1年以内ごとに1回、定期に検査を行わなければならないとされているため、同検査実施後に設置された事業場は除いている。